

## 議案第96号

さいたま市長の在任期間に関する条例の制定について

さいたま市長の在任期間に関する条例を次のように定める。

平成21年6月17日提出

さいたま市長 清水勇人

さいたま市長の在任期間に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市長が幅広い権限を有する地位にあることにかんがみ、市長の職に同一の者が長期にわたり在任することにより生じるおそれのある弊害を防止するため、市長の在任期間について定め、もって清新で活力のある市政の確保を図ることを目的とする。

(在任期間)

第2条 市長の職にある者は、その職に連続して3期（各任期における在任期間が4年に満たない場合も、これを1期とする。）を超えて在任しないよう努めるものとする。

2 市長の職の退職を申し出た者が当該退職の申立てがあったことにより告示された当該市長の選挙において当選人となり引き続き在任することとなる場合においては、当該選挙の直前及び直後の任期を併せて1期とみなして前項の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

2 この条例は、この条例の施行の日に市長の職にある者について適用する。